

知多市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 1 6 号

知多市道路占用料条例の一部を改正する条例

知多市道路占用料条例（昭和 6 1 年知多市条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われる占用に係る占用料から適用し、同日前に行われた占用に係る占用料については、なお従前の例による。

別紙

(下線部分は改正箇所)

改正後				改正前			
別表（第２条関係）				別表（第２条関係）			
占用物件の種類	区分	単位	占用料	占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第３２条第 １項第１号に 掲げる工作物	第１種電柱	(略)	<u>９９０円</u>	法第３２条第 １項第１号に 掲げる工作物	第１種電柱	(略)	<u>９５０円</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	第１種電話柱	(略)	<u>８８０円</u>		第１種電話柱	(略)	<u>８５０円</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	その他の柱類	(略)	<u>８８円</u>		その他の柱類	(略)	<u>８５円</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	路上に設ける変圧器	(略)	<u>８６０円</u>		路上に設ける変圧器	(略)	<u>８３０円</u>
	地下に設ける変圧器	(略)	<u>５３０円</u>		地下に設ける変圧器	(略)	<u>５１０円</u>
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	(略)	<u>１，８００円</u>		変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	(略)	<u>１，７００円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	(略)	<u>７４０円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱	(略)	<u>７２０円</u>
	広告塔	(略)	<u>２，２００円</u>		広告塔	(略)	<u>２，４００円</u>

改正後				改正前			
	その他のもの	(略)	<u>1, 8 0 0 円</u>		その他のもの	(略)	<u>1, 7 0 0 円</u>
法第 3 2 条第	外径が 0. 0 7 m未満のもの	(略)	<u>3 7 円</u>	法第 3 2 条第	外径が 0. 0 7 m未満のもの	(略)	<u>3 6 円</u>
1 項第 2 号に	外径が 0. 0 7 m以上 0. 1 m未	(略)	<u>5 3 円</u>	1 項第 2 号に	外径が 0. 0 7 m以上 0. 1 m未	(略)	<u>5 1 円</u>
掲げる物件	満のもの			掲げる物件	満のもの		
	外径が 0. 1 m以上 0. 1 5 m未	(略)	<u>7 9 円</u>		外径が 0. 1 m以上 0. 1 5 m未	(略)	<u>7 7 円</u>
	満のもの				満のもの		
	外径が 0. 1 5 m以上 0. 2 m未	(略)	<u>1 1 0 円</u>		外径が 0. 1 5 m以上 0. 2 m未	(略)	<u>1 0 0 円</u>
	満のもの				満のもの		
	外径が 0. 2 m以上 0. 3 m未満	(略)	<u>1 6 0 円</u>		外径が 0. 2 m以上 0. 3 m未満	(略)	<u>1 5 0 円</u>
	のもの				のもの		
	外径が 0. 3 m以上 0. 4 m未満	(略)	<u>2 1 0 円</u>		外径が 0. 3 m以上 0. 4 m未満	(略)	<u>2 0 0 円</u>
	のもの				のもの		
	外径が 0. 4 m以上 0. 7 m未満	(略)	<u>3 7 0 円</u>		外径が 0. 4 m以上 0. 7 m未満	(略)	<u>3 6 0 円</u>
	のもの				のもの		
	外径が 0. 7 m以上 1 m未満のも	(略)	<u>5 3 0 円</u>		外径が 0. 7 m以上 1 m未満のも	(略)	<u>5 1 0 円</u>
	の				の		
	外径が 1 m以上のもの	(略)	<u>1, 1 0 0 円</u>		外径が 1 m以上のもの	(略)	<u>1, 0 0 0 円</u>

改正後					改正前				
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動車運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	(略)	(略)	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動車運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	(略)	(略)
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	(略)	(略)			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	(略)	(略)
		その他のもの	上空に設けるもの	(略)			その他のもの	上空に設けるもの	(略)
			地下に設けるもの	(略)				地下に設けるもの	(略)
		その他のもの		(略)			その他のもの		(略)
法第32条第1項第3号に掲げる施設				(略)	法第32条第1項第3号に掲げる施設				(略)
				<u>1,800円</u>					<u>1,700円</u>

改正後					改正前				
1 項第 4 号に掲げる施設					1 項第 4 号に掲げる施設				
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路	(略)		<u>1, 1 0 0 円</u>	法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路	(略)		<u>1, 2 0 0 円</u>
	地下に設ける通路	(略)		<u>6 6 0 円</u>		地下に設ける通路	(略)		<u>7 1 0 円</u>
	その他のもの	(略)		<u>1, 8 0 0 円</u>		その他のもの	(略)		<u>1, 7 0 0 円</u>
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)		<u>2 2 円</u>	法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)		<u>2 4 円</u>
	その他のもの	(略)		<u>2 2 0 円</u>		その他のもの	(略)		<u>2 4 0 円</u>
令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	(略)	<u>2 2 0 円</u>	令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	(略)	<u>2 4 0 円</u>
		その他のもの	(略)	<u>2, 2 0 0 円</u>			その他のもの	(略)	<u>2, 4 0 0 円</u>
	標識		(略)	(略)		標識		(略)	(略)
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	<u>2 2 円</u>		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	<u>2 4 円</u>
		その他のもの	(略)	<u>2 2 0 円</u>			その他のもの	(略)	<u>2 4 0 円</u>

改正後					改正前				
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	<u>220円</u>		幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	<u>240円</u>
		その他のもの	(略)	<u>220円</u>			その他のもの	(略)	<u>240円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	(略)	<u>2,200円</u>		アーチ	車道を横断するもの	(略)	<u>2,400円</u>
		その他のもの	(略)	<u>1,100円</u>			その他のもの	(略)	<u>1,200円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			(略)	<u>1,800円</u>	令第7条第2号に掲げる工作物			(略)	<u>1,700円</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			(略)	<u>220円</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			(略)	<u>240円</u>

改正後				改正前			
令第7条第8号に掲げる施設及び同条第12号に掲げる器具		(略)	近傍類似の土地の時価に <u>0.025</u> を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設及び同条第12号に掲げる器具		(略)	近傍類似の土地の時価に <u>0.033</u> を乗じて得た額